

入園児童保護者 各位
幼児教育・保育施設長 各位

古河市長 針 谷 力
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対応に際しての古河市内幼児教育・保育施設運営方針について（変更）

日頃から古河市の幼児教育・保育行政に関し、ご支援ご協力をいただき誠にありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症については、その感染状況は日々変化しておりますが、国民の安定的な生活の確保や社会の安定の維持が求められているところであり、必要な保育を提供するよう求められております。

現在の感染状況及び茨城県からの通知内容（「幼保施設等で陽性者を確認した場合、濃厚接触者を特定せず、自宅待機を求めない。一方で、各幼保施設等において、児童や担当職員など、濃厚接触者の有無に関わらず検査対象者を特定し、引き続き早期に幅広い検査を実施する。」及び「検査を義務付けるものでなく、検査を受検せずに、休園や感染リスクのある方にのみ自宅待機をお願いした上で通常開園とすることなどの対応も考えられる。」）から、古河市内の幼児教育・保育施設の運営に際しましては、次のとおり変更いたしましたので通知します。

末尾となりましたが、保護者の皆様、また、幼児教育・保育施設の皆様のこれまでのご協力に感謝すると共に、今後につきましても、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止にご協力願います。

記

【古河市内幼児教育・保育施設運営方針一部改正（令和 4 年 8 月 29 日以降）】

【古河市内幼児教育・保育施設運営方針一部改正（令和 4 年 7 月 22 日以降）】

【古河市内幼児教育・保育施設運営方針一部改正（令和 4 年 6 月 30 日以降）】

【古河市内幼児教育・保育施設運営方針一部改正（令和 4 年 1 月 21 日以降）】

【古河市内幼児教育・保育施設運営方針一部改正（令和 2 年 12 月 14 日以降）】

【古河市内幼児教育・保育施設運営方針（令和 2 年 6 月 1 日以降）】

1. 開園について

保育園や認定こども園等教育・保育給付認定 2・3 号児童の受入施設については、保護者が働いており、家に 1 人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開園とします。

幼稚園においても、保護者が働いている場合もあることから、原則として開園のうえ、働いている保護者等長時間の保育が必要な子どももいることから、預かり保育も実施とします。

なお、このことは特段の保育必要事由のない 1 号認定の児童の教育のための登園を妨げるものではありません。

また、新たな感染拡大が発生した際に、登園自粛をお願いするか否かの判断は、古河市が行うこととします。

2. 児童の体調及び登降園管理について

- (1) 登園前に自宅にて児童の検温をしていただき、登園時に各施設任意の様式により、発熱や体調不良の症状がないかを施設に報告してもらい、新型コロナウイルス罹患の可能性が少ないことを確認の上、児童の受け入れを行うこととします。

なお、この際に、児童に次の症状が認められる場合には、児童の登園をお断りします。

① 児童に咳など風邪の症状や当該児童の平熱を上回る発熱がある場合

② 児童に強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

※ 児童については、平熱に個人差があることから、普段の児童の体調等から判断し、保護者や保育士等施設職員が違和感を覚えるような症状等がみられるか否かも登園可否の判断としてご考慮願います。

※ 保護者や児童のきょうだい等、同居家族に同様の症状がある場合、児童の登園を自粛するようお願いいたします。

(2) 登園後は、児童の体調管理を徹底することとします。

幼児教育・保育施設での保育中、児童に、当該児童の平熱を上回る発熱や強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）が確認された場合は、保護者様へ連絡をするとともに、感染拡大防止のための対応（隔離など）を行います。

(3) 過去に児童の平熱を上回る発熱等があった場合、解熱後、24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園をお断りします。

なお、病児保育については、医師の診断を参考に利用についてご検討願います。

(4) 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外したうえでその他の感染症対策を行うようご配慮下さい。

3. 施設内環境について

(1) 児童の手洗い・うがいを徹底願います。

(2) 換気の徹底

換気扇等、換気設備を常時使用し、換気量を確保願います。

換気扇等で対応が困難な場合は、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開にする等の方法で必要換気量を確保するよう願います。

(3) 施設設備の消毒作業の時間を定め、定期的に消毒を行い、その記録を保護者が確認できる場所に掲示等行うよう願います。（消毒の頻度については、嘱託医等と相談の上、定める。）

※目安として、複数の人の手が触れる場所や設備は1時間に1回。

(4) 鼻水や唾液などが付いた可燃ごみは、蓋つきのごみ箱等に密閉して捨てるようにし、ごみを回収する場合は、手袋を着用の上、脱いだ後は手指の消毒を行うよう願います。

(5) 当該施設内で、新型コロナウイルス罹患が発生した場合の施設消毒につきましては、施設職員が入念な消毒を行う等、可能な限り速やかに登園再開できるようご尽力願います。

4. 行事等の実施について

(1) 園外活動等行事については、国県市から外出自粛要請等がない限り、施設判断としますが、実施する場合は、感染拡大防止対策をとったうえで、実施することとします。

5. 施設職員について

(1) 施設の職員については、平常時の体温を確認しておき、出勤前に各自で体温を計測し、発熱や呼吸器症状が認められる場合には、出勤を控えて下さい。

(2) 発熱や倦怠感等健康に不安を感じた職員については、必ず施設管理者に報告願います。

また、新型コロナウイルス罹患者と濃厚接触であることが判明した場合や特に同居親族等近親者が新型コロナウイルスに罹患したことが判明した場合も、必ず施設管理者に報告願います。

(3) 発熱等が認められたあと、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは5(1)と同様とします。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態にご留意願います。

※ここでいう職員とは、子どもに直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該施設の全ての職員やボランティア等を含みます。

- (4) 職員は、必要に応じてマスクを着用し、保育にあたるようにして下さい。
- (5) 職員は、児童の保育を行う場に入室する毎に、手洗い、手指等の消毒をお願いします。
- (6) 令和4年3月16日付け（令和4年7月22日付け一部改正）国からの事務連絡）において、社会機能維持者であるか否かにかかわらず、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、4日目から解除が可能となりました。

また、ワクチンの追加接種等の一定の条件を満たした職員は、3日目に待機を解除し、保育を実施することができることとなっております。業務従事、または事業再開については、施設長の判断をお願いします

6. 新型コロナウイルス罹患発生時等の登園自粛要請等について

(1) 「陽性者」が確認された場合

当該陽性者のみ登園又は出勤停止とし、他の児童や職員は通常登園（施設消毒完了後）又は出勤可としますが、この場合は複数の方が「**検査対象者**」と**特定**される可能性がありますので、個人情報に留意した上で「陽性者」が発生した事実を、入園児童保護者へ周知します。

この連絡期間も考慮した上での施設消毒中は休園となりますので、ご理解願います。

なお、陽性者、濃厚接触者及び検査対象者以外の児童につきましては、登園自粛要請は発出しません。

保育料等の還付につきましては、以下の基準に基づき保育料の還付を行います・

【計算式】（公立保育所の「副食費」の場合も同様の計算式となります。民間幼児教育・保育施設の「副食費」につきましては、当該施設へ直接ご確認願います。）

$3 \text{号認定子どもの教育・保育給付認定保護者の属する階層に係る施行令第4条に定める額（月額保育料）} \times \text{その月の臨時休園等の日を除く開所日数} \div 25 \text{（※この「25」は固定値のため、月によって変更はしない。）}$

(2) 「**検査対象者（感染リスクのある児童や職員）**」が確認された場合

- ・施設として検査（PCR検査）を実施する場合は、通常登園または出勤可とします。
- ・施設として検査（PCR検査）を実施しない場合は、**感染リスクのある児童や職員のみに登園、出勤自粛を要請します。登園自粛を求めた場合は、6（1）と同様に保育料等の還付を行います。**

検査の実施は、施設内の感染状況や検査機関の都合、対象者の状況（乳幼児等の場合など）により施設ごとに判断をします。

また、登園自粛を求める期間は、濃厚接触者と同様とします。

なお、陽性者、濃厚接触者及び検査対象者以外の児童につきましては、登園自粛要請は発出しません。

7. 陽性者または濃厚接触者に対する差別の禁止

感染は誰にでも起こりえることですので、過度に反応せず人権に配慮した行動をお願いいたします。なお、このことは施設のみではなく、保護者間でも同様とします。

8. その他

- (1) 保護者への全体周知事項は、電子メールや紙媒体の文書等により周知願います。
- (2) 施設内で新型コロナウイルス罹患者等が発生した場合は、国、県等から発出された最新の情報に基づき、対応をお願いします。

- (3) 市で登園自粛を要請していない場合、または市で認めた休園（コロナ罹患のための療養期間、同居家族の感染のため濃厚接触者となり登園しなかった期間、検査対象者となり登園しなかった期間、園で感染リスクが高いと認められ自宅待機を求められた期間）以外は、保育料等の日割り還付の対象とはならないことにご留意願います。
- (4) 施設は、新型コロナウイルスの対応において疑義がある場合は、古河市に確認するよう願います。
古河市は、施設から疑義があった場合であって回答が困難な場合は、茨城県等に確認することとします。
- (5) 施設は、施設内で新型コロナウイルスの陽性者、濃厚接触者、検査対象者を確認した場合は、速やかに古河市へ報告して下さい。

【保護者の皆様へのお願い】

- (1) この方針に沿って行う施設からの依頼等に対しては、順守していただくようお願いいたします。
- (2) 保育中、当該児童の平熱を上回る発熱や強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）が確認された場合など、施設から連絡があった場合は、可能な限り早急にお迎えに来ていただくようお願いいたします。
- (3) 幼児教育・保育施設を利用されているお子さん本人、または同居するご家族の方の感染が疑われ PCR 検査をうける場合は、検査結果がわかるまでは、登園、またはお子さんの送迎等をお控え下さいますようお願いいたします。

【参考】

●新型コロナウイルス関連についての厚生労働省電話相談窓口（フリーダイヤル）

電話：0120-565653

受付時間：9時から21時（土日・祝日も実施）

●検査対象者（無症状で①から⑥に該当するなど感染リスクのある方）

①患者と同居、または食事や洗面浴室等を共有する生活をしていた者

②適切な感染防護なしに患者を診察、看護若しくは介護していた者

③患者の体液等に直接接触した可能性が高い者

④おおそ1メートル以内で、マスク等をせずに、患者と15分以上の接触があった者

⑤患者からの物理的な距離が近い（座席が近いなど）、または接触頻度が高い者

⑥換気が不十分、三つの密、共用設備（食堂、休憩室、更衣室、喫煙室など）の感染対策が不十分などの環境で患者と接触した者

【問合せ先】〒306-0291 茨城県古河市下大野 2248
古河市役所（総和庁舎）福祉部 子ども福祉課
TEL：0280-92-3111（内線 3327・3328・3329）